

第7回研究会における検討事項

第1 新株予約権の規律の見直しについて

主にスタートアップ企業において柔軟に従業員等に対するストックオプションを発行できるようにすべきといった指摘がある。これまでも本研究会において新株予約権の規律の見直しを行うとした場合の方向性について議論をしてきたところであるが、更に検討をするべき点として、どのようなことが考えられるか。

第2 電子メールアドレス等に関する制度の導入

本研究会においては、これまでに「電子メールアドレスを会社法制の中に組み込み、株主に対して電磁的にアクセスできるための情報を集約する仕組みを構築することが株主総会法制全般の電子化の促進の第一歩になるのではないか」との意見もみられたところである。そこで、電子メールアドレス等の収集の仕組みやそれに伴う法律上の効果等に関する制度を検討することも考えられるところ、この場合に今後検討すべき事項として、例えば、以下の事項が考えられるが、これらについてどのように考えるか。

- 検討の視点（ステークホルダーへの影響やデジタルデバインド株主への配慮）
- 情報収集の仕組み
- 株主名簿の記載・記録事項及び閲覧謄写制度
- 電子メールアドレス等の範囲
- 株主名簿に電子メールアドレス等が記録された場合の効果
- 株主の意思の確認方法等 など